

産業活力再生特別措置法に基づく事業再生・産業再編や中小企業経営革新支援法などに基づく企業の活性化の取組を促すとともに、適用企業における実施状況や産業活性化の状況についての的確にフォローアップを行い、着実な実施を図る。

また、企業に対して、キャッシュフローを重視する経営への転換や事業収益性の判断に基づく事業撤退などを促す。

(2) 企業による自らの経営・財務状況やリスクの的確な把握

中小企業庁によりとりまとめられた「中小企業の会計」について、中小企業の実態や企業会計基準の動向等を踏まえ、適宜、見直し、改善を行い、中小企業が目指すべき会計のあり方を常に明らかにする。この「中小企業の会計」の普及・定着を図る。

中小企業に対して、企業自らによる決算書類の精度の向上への取組や信用リスクデータベースの活用等を促進し、自らの経営・財務状況やリスクの把握を的確に行うよう促す。

(3) リレーションシップバンキングにおける中小企業に対する経営支援機能の強化

「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、中小企業の再生と地域経済の活性化を図る一環として、以下の項目について、各金融機関の着実な実施を促す。